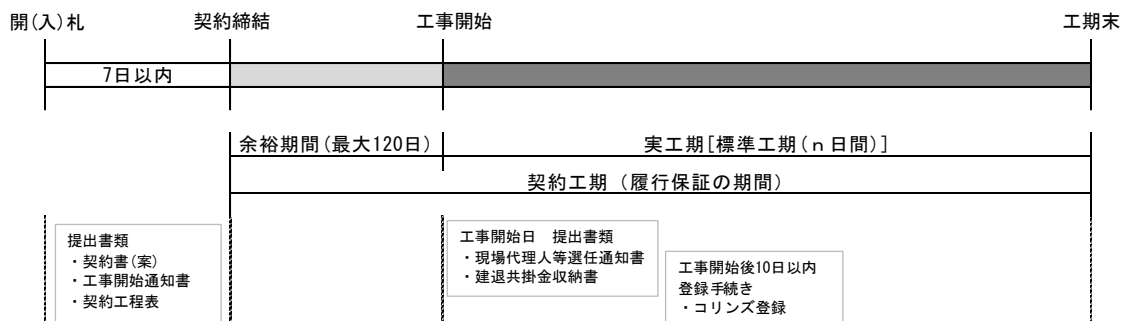


霧島市余裕期間を設定した契約方式に係る試行要領 Q & A

余裕期間を設定した契約方式 イメージ



Q 1 余裕期間とは、どのような期間ですか。

A 1 余裕期間とは、契約締結日から工事開始日の前日までの期間を指し、公共工事の円滑な施工体制を確保するため、事前に労働者の確保や現場に搬入しない資材等の準備を行うことができる期間です。

Q 2 余裕期間はどのようにして決めることができますか。

A 2 対象工事は、発注の際に閲覧設計図書で明示します。特に指定がない場合は、最大120日間、指定がある場合は、指定された日数が上限となります。その上限の範囲内で受注者の方が任意の日を工事開始日とすることができます。

「工事開始日通知書」を契約書と同様に、落札後7日以内に発注担当課までご提出ください。余裕期間には、契約締結日が含まれますのでご注意ください。

工事開始日から工期末（工事期間）は閲覧設計書の工期を確保してください。

Q 3 契約締結後に受注者の都合により工事開始日を変更することは可能ですか。

A 3 契約締結後に、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、契約約款に基づき、受発注者協議のうえ、変更契約を締結することで工事開始日の変更をすることは可能です。その際は、工事開始日変更申出書をご提出ください。また、契約締結後に、発注者の都合により工事開始日を変更することについても、約款に基づき変更することができます。

ただし、工事開始日を延期する（余裕期間を延ばす）変更を行う場合、発注の際に指定した余裕期間の上限を超える変更契約の締結はできません。

Q 4 余裕期間中も技術者の配置が必要ですか。また、現場管理は必要ですか。

A 4 余裕期間内は現場代理人及び主任（監理）技術者の配置は必要ありません。また、余裕期間中の当該工事現場の管理についても、発注者において行いますので必要ありません。

せん。

Q 5 余裕期間中にできること、できないことは何ですか。

A 5 資機材や労働者の確保のために必要な準備は行うことができますが、準備工事を含む工事着手はできません。

[余裕期間中にできること(例)]

- ・ 下請負人との契約（工期は実工期内となっていること）
- ・ 現場に搬入しない資機材の準備
- ・ 工事看板等の作成
- ・ 現場の下見
- ・ 設計図書の照査

[余裕期間中にできないこと(例)]

- ・ 現場事務所の設置
- ・ 現場への資機材の搬入
- ・ 準備工事（除草、伐採、測量、現場での埋設物調査、試掘、仮囲いや工事看板等の設置、保安施設等の設置）
- ・ 工事のお知らせの配布
- ・ 仮設工事
- ・ 工場製作工（技術的な管理を要しない手配は除く）
- ・ 施工計画書の提出
- ・ 上記に係る監督職員との協議
- ・ 関係機関との協議

Q 6 契約書への工期の記載はどうすればいいですか。

A 6 工期の自(始期)は、工事開始日通知書記載の工事開始日を記載し、工期の至(終期)は工事開始日に閲覧設計書記載の工事期間を足した日を記入してください。

Q 7 通常の工事と比べて契約の手続きや提出書類に違いがありますか。

A 7 冒頭記載のイメージを参照してください。開(入)札後7日以内に契約書案と工事開始日通知書、工程表、課税事業者届出書をご提出ください。その後、工事開始日までに、現場代理人選任通知書、建設業退職金共済制度の掛金収納書をご提出ください。工事実績情報システム(コリンズ)への登録は、工事開始日から土日祝日を除き10日以内に登録の手続きを行ってください。

Q 8 工事の前金払申請はいつから可能ですか。

A 8 工事開始日から可能です。余裕期間中には申請できません。

Q 9 中間前金払の支払い要件である「工期の2分の1」の工期に余裕期間は含まれますか。

A 9 含まれません。

Q 10 余裕期間中に歩掛や労務単価が改訂された場合は変更後の単価に変更してもらえますか。

A 10 変更しません。発注時の単価となります。なお、契約書約款第 26 条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）に該当する場合は別途適用します。

Q 11 余裕期間中も情報共有システムを使用しないといけませんか。

A 11 余裕期間中は必ずしも情報共有システムを使用しなければならないわけではありません。